

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 3 年 9 月 2 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門長 神山 孝史

1. 調 達 内 容

- (1) 調達件名及び数量 奄美庁舎海水ろ過設備及び淡水小型浄水装置ろ過材交換業務一式
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 4 年 3 月 31 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載する。

2. 競 争 参 加 資 格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13水研第65号）第12条第1項及び第13条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等契約」の業種「建物管理等各種保守管理」又は「その他」で「A」、「B」、「C」又は「D」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づき指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

3. 入 札 説 明 書 等 の 交 付 方 法

競争参加希望者は、以下により入札説明書等（入札説明書の交付を受けること。入札書様式、委任状様式等）

① 直接交付
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 管理部門管理課
電話 095-860-1613
FAX 095-850-7767

② 郵送による交付
封書に「奄美庁舎海水ろ過設備及び淡水小型浄水装置ろ過材交換業務入札説明書希望」と記入し、返信用封筒（角2）に250円切手を貼付し、上記①あて郵送のこと。

③ メールによる交付
任意書式に「奄美庁舎海水ろ過設備及び淡水小型浄水装置ろ過材交換業務入札説明書希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記①あてFAX送信すること。

4. 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕様書等に関する質疑がある場合には、令和3年9月9日までに上記3.あてにメール（アドレスは入札説明書に記載）又はファックスにて質問を行うこと。当日までの質問を取りまとめ、回答は入札説明書受領者全員に対して行うとともに当該機構のホームページにて公表することにより入

札説明会に代える。なお、当該日以降に質疑が発生した場合も随時受け付け、同様に対応する。ただし、質疑内容に個人に関する情報であって特定の個人を識別し得る記述がある場合は、当該個人を伏せ又は当該質疑を公表せず、質疑者のみに回答することとする。

5. 入札の日時及び場所等

- (1) 入札の日時及び場所 令和3年9月16日 15時00分
長崎県長崎市多良町1551-8
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産技術研究所 小会議室
- (2) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所 令和3年9月16日 10時00分
3. ①に同じ。

6. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書及び入札に関する条件に違反した入札書は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要。
- (5) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 競争参加者は、入札の際に国立研究開発法人水産研究・教育機構の資格審査結果通知書写し又は全省庁統一資格の資格審査結果通知書写しを提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。

7. 契約に係る情報の公表

- (1) 公表の対象となる契約先
次の①及び②いずれにも該当する契約先
① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等※注1として再就職していること
② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※注2
なお、「当機構」とは、改称前の独立行政法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産総合研究センター、統合前の独立行政法人水産大学校を含みます。名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注1 「役員、顧問等」には、役員、顧問のほか、相談役その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言すること等により影響力を与えたと認められる者を含む。
※注2 総売上高又は事業収入の額は、当該契約の締結日における直近の財務諸表に掲げられた額によることとし、取引高は当該財務諸表の対象事業年度における取引の実績による。
- (2) 公表する情報
上記(1)に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。
① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
② 当機構との間の取引高
③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨
- (3) 当機構に提供していただく情報
① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高
- (4) 公表日
契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については

原則として93日以内)

- (5) その他
当機構ホームページ(契約に関する情報)に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているので、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。また、ご了知願います。

8. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文部科学大臣決定)に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」(URL: http://www.fra.affrc.go.jp/keiyaku/pledge_request/note_contract.pdf)をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類(①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書)は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大、学校いづれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

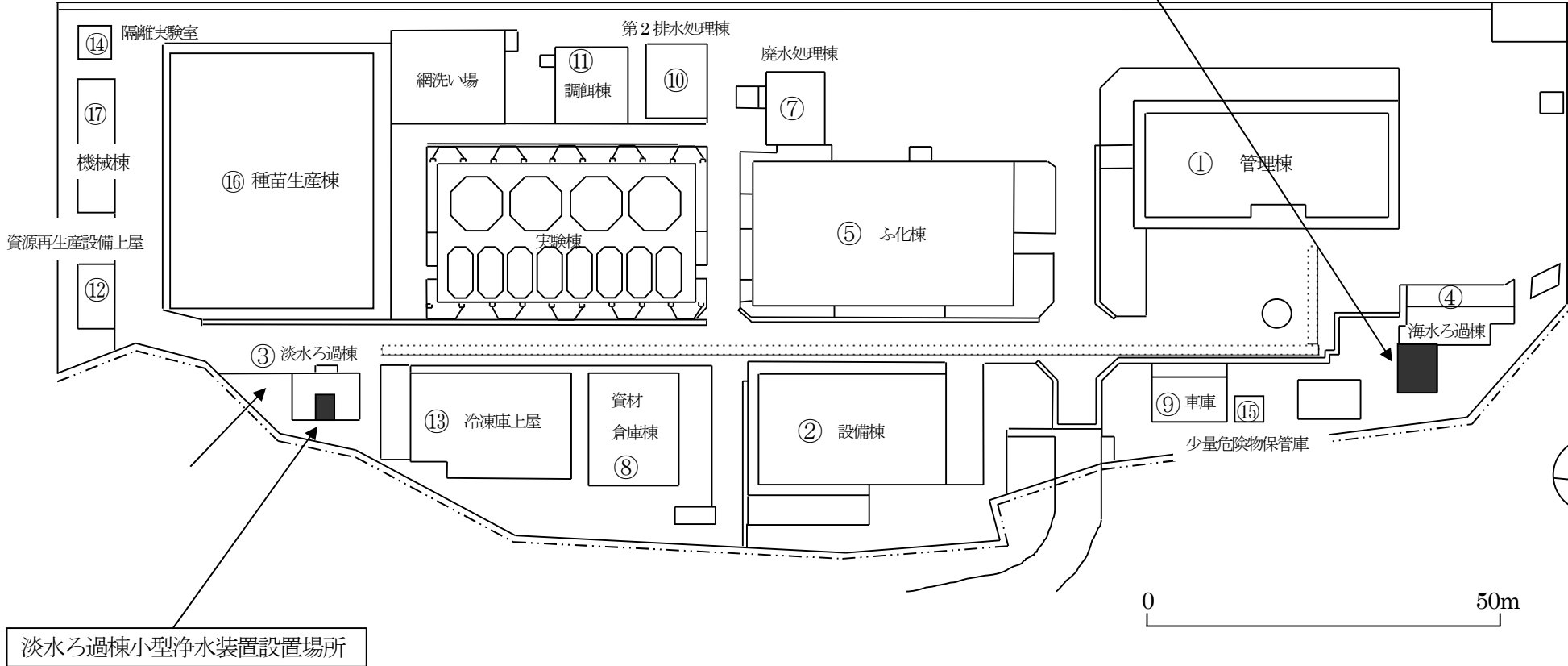
1. 件 名 奄美庁舎海水ろ過設備及び淡水小型浄水装置ろ過材交換業務
2. 業務目的 本業務は、海水ろ過棟ろ過設備（特殊管路：GS-AM000000-0000108）及び淡水ろ過棟小型浄水装置（給水、給湯設備：GS-AM000000-0000091）のろ過材の入れ替えを行い、ろ過能力の機能回復を図ることを目的とする。
3. 業務場所 鹿児島県大島郡瀬戸内町俵崎山原 955-5
国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産技術研究所奄美庁舎
4. 履行期限 令和 4年 3月 31日
5. 業務内容
 - 1) 海水ろ過棟コンクリートろ過設備（図参照）内のろ過室（3m×3m、2室）の既設ろ過材を撤去し、ろ過室内を高圧洗浄機等で洗浄する。洗浄後、担当職員による確認を行い、確認後、ろ過材の敷設業務を行う。交換するろ過材は以下のとおりとし、2室に均等に敷設する。

① 珪砂	有効径 0.5mm	均等係数 1.5 以下	11 m ³
② 支持砂利	2.0mm～4.0mm		1 m ³
③ 支持砂利	4.0mm～7.0mm		1 m ³
④ 支持砂利	7.0mm～12.0mm		1 m ³
⑤ 支持砂利	12.0mm～20.0mm		1 m ³
 - 2) 淡水ろ過棟小型浄水装置（図参照）の鋼製円筒ろ過槽（φ0.4m×高1.85m）の既設ろ過材を撤去し、ろ過室内を高圧洗浄機等で洗浄する。洗浄後、担当職員による確認を行い、確認後、ろ過材の敷設業務を行う。交換するろ過材は以下のとおりとし、均等に敷設する。

① 珪砂	有効径 0.6mm	均等係数 1.4 以下	0.076 m ³
② 支持砂利	2.0mm～5.0mm		0.006 m ³
③ 支持砂利	5.0mm～10.0mm		0.006 m ³
④ 支持砂利	10.0mm～15.0mm		0.006 m ³
⑤ 支持砂利	15.0mm～25.0mm		0.006 m ³
 - 3) 業務は11月以降の担当職員の指定する日に行い、業務期間は1週間程度とする。ただし、小型浄水装置のろ過材交換は、このうちの1日で行うものとする。
 - 4) 海水ろ過棟ろ過設備および淡水ろ過棟小型浄水装置の各ろ過材入れ替え後、担当職員の立ち会いの下、ろ過設備の運転を行い、適正にろ過されていることを確認する。
 - 5) 取り出したろ過材は場外へ搬出し、法令に従い適正に処分すること。
6. その他 詳細については担当職員の指示に従うこと。

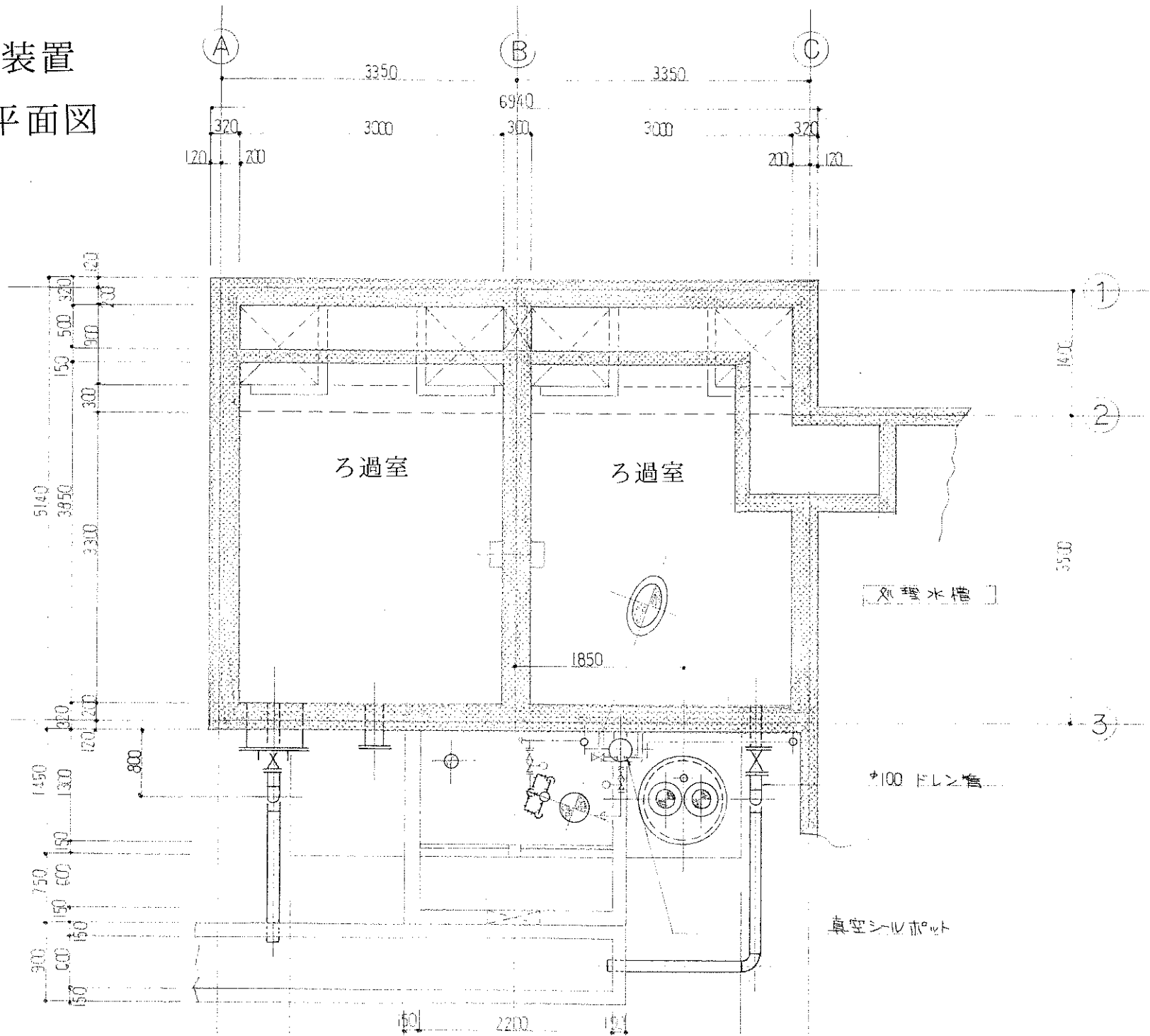
水産技術研究所奄美庁舎 施設配置図

海水ろ過棟ろ過設備設置場所

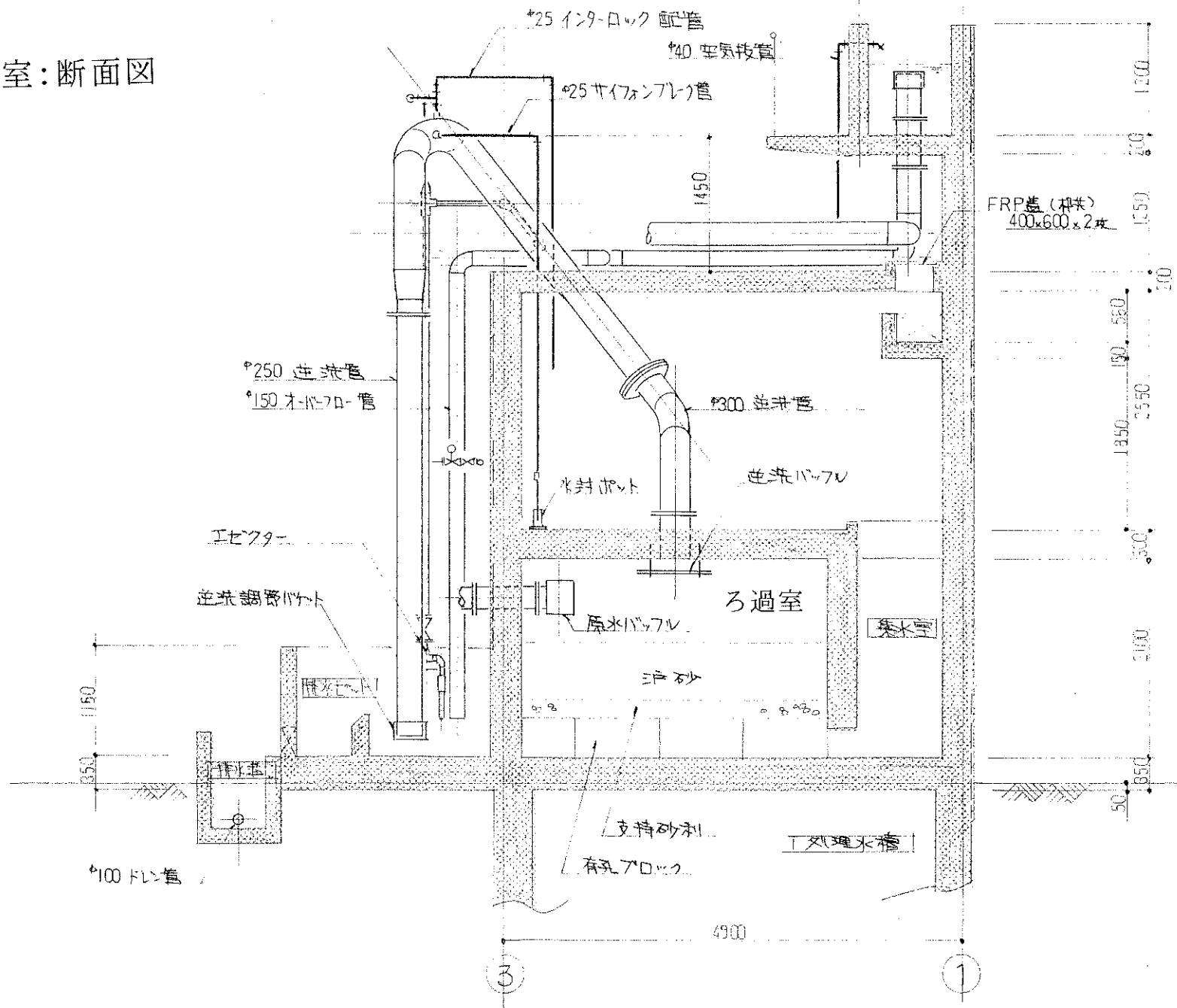


海水ろ過装置

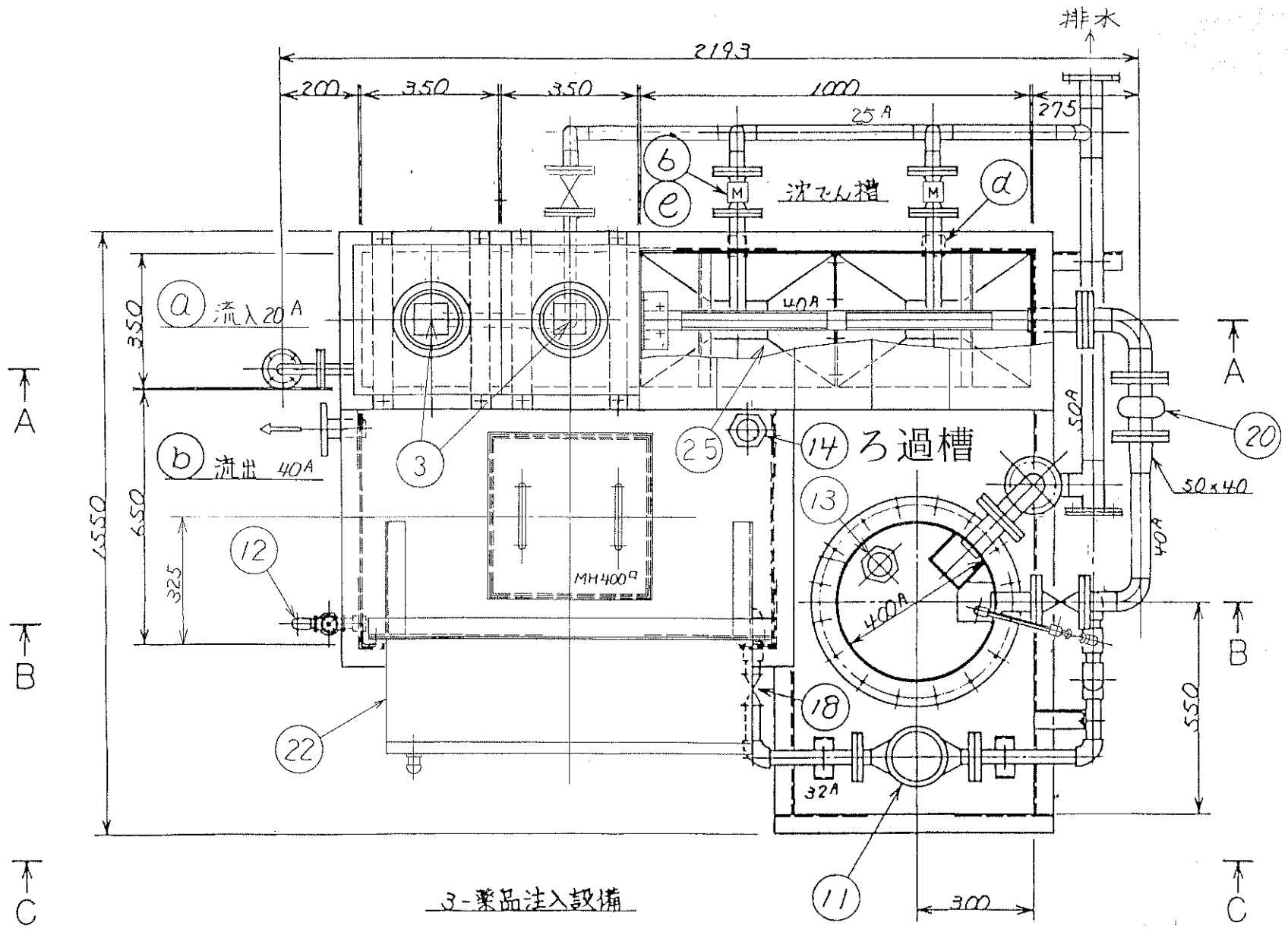
ろ過室: 平面図



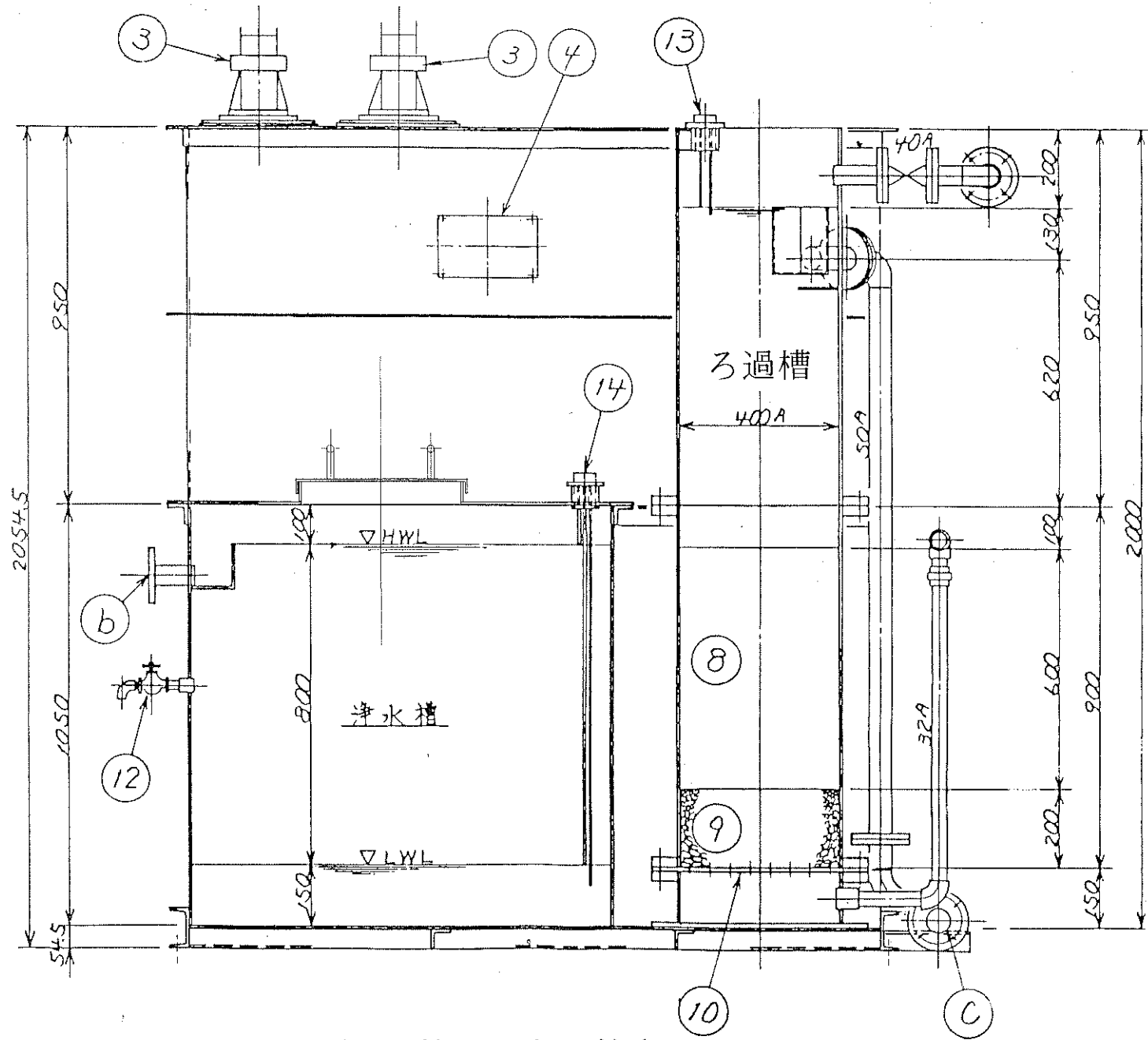
海水ろ過装置ろ過室：断面図



B-B 断面図



小型浄水装置：平面図



小型淨水裝置：断面図